

# 奈良市民走ろう会 運営細則

この細則は、奈良市民走ろう会規約第18条によって定める。

## 第1条(例会日及び時間)

- (1) 当会の練習日は、毎月2回日曜日または休日の何れかにあてる。  
但し、例会による別の大会・行事に当会として、団体参加する場合、これに振り当てることがある。
- (2) 当日雨天の場合でも順延はしない。
- (3) 例会の開始時間は原則午前9時とする。

## 第2条(自主トレーニング開催)

自主トレーニングは例会日以外の日曜日又は休日とし、定例会日とは別に定め実施する。

## 第3条(連絡制度)

本会の連絡は原則として奈良市民走ろう会のホームページ(掲示板)にて行う。  
但し、連絡不徹底の恐れのある場合は別途、事務局長が電話等で連絡する。

## 第4条(表彰制度)

- 本会の会員が次の何れかに該当する時は、役員会の承認を得て表彰する。
- (1) その年度を通して、例会日の出席率が優れて他の範となる時。
  - (2) 大会の知名度が比較的高いレースに参加し、特に優れた成績を収め拠って本会のイメージアップに貢献したとき。
  - (3) その他特に表彰に値すると思われる時。

## 第5条(会員の入退会) 会の入退会は所定の届出書の提出をもって認める。

## 第6条(会員の資格又は喪失)

- (1) 規約第3条に該当し、年会費を負担する事により会員の資格が得られる。
- (2) その年度中、理由無く例会日又は関連行事のすべてに、不参加の時は本人の意思の如何を問わず次年度より自動的に会員の資格を喪失する。

(付則)この細則は役員会の決議により変更することが出来る。

本細則は昭和58年4月24日より実施する。

平成 6年	4月17日	一部改正	平成15年	4月20日	一部改正
平成 8年	4月21日	一部改正	平成20年	4月20日	一部改正
平成 9年	4月20日	一部改正	平成22年	4月18日	一部改正
平成12年	4月16日	一部改正	平成26年	4月13日	一部改正
			平成28年	4月10日	一部改正